

PFIの鈴鹿市不燃物 リサイクルセンター2期事業を落札 （株）ヤマゼングループ



PFI事業について語る（株）ヤマゼンの奥田貴光社長。

処理企業として初の代表企業に

2007年7月6日に鈴鹿市より公告された鈴鹿市国分町地内の鈴鹿市不燃物リサイクルセンターの2期事業（施設整備及び運営）について総合評価一般競争入札方式による募集があり、これについて（株）ヤマゼングループ【（株）ヤマゼン（代表企業・運営

企業）、新明和工業（株）（建設企業・運営企業）、ライト工業（株）（建設企業）、坂田建設（株）（建設企業）、東海建設（株）（建設企業）、ユニチカ（株）（建設企業）、中日本建設コンサルタント（株）（設計企業）】が121億9605万4000円で落札した。2008年1月に設立されたSPC（特定目的会社）への出資は、（株）ヤマゼン（41%）と新明和工業（株）（39.8%）で、8割以上を占める。

この鈴鹿市不燃物リサイクルセンターは、最終処分場と不燃物リサイクル施設が併設されておりますが、不燃物リサイクル施設の老朽化により新たに整備することが必要であり、また最終処分場も埋立容量の減少に伴って新設する必要があるため、2期事業について募集されるに至った。不燃・粗大ごみ処理施設、容器包装プラスチック処理施設、最終処分場の3施設の新設と維持管理・運営と既存施設の一部の維持管理・運営することが2期事業の範囲となっている

同事業は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）」に基づき、選定事業者が市と事業契約を締結し、新たに施設を設計・整備（Build）した後、市に所有権を移転（Transfer）し、事業者は事業期間中、施設の維持管理・運営（Operate）を行うBTO方式により実施する。

施設の整備に関する対価は、建設一時支払金と割賦料として事業期間にわたって鈴鹿市から支払いを受ける。

施設の維持管理、運営に関する対価は、委託料として鈴鹿市から支払いを受ける。委託料は、固定料金と廃棄物の量に応じた変動料金から成り、物価変動に基づき、年1回見直される。

（株）ヤマゼンは、この事業で市と事業契約を締結するSPC（特別目的会社）の設立や契約関係等について代表企業として取り組み、最終処分場の維持管理・運営と全体的な施設運営を担当していく。

今後もPFI、指定管理者案件へ積極参画

SPCである鈴鹿エコセンター（株）の代表取締役社長としては、この鈴鹿市PFI案件の担当者の一人名である（株）ヤマゼンホールディングス経営企画室の馬場茂顧問が就任することになる。（株）ヤマゼンとして、初のPFI案件の落札であり、今後も引き続きPFI案件及び指定管理者案件への参画を進めていく方針だ。

SN

〔事業期間〕

①不燃・粗大ごみ処理施設

- 設計・建設期間：2008年4月から2011年3月まで3年間
- 維持管理・運営期間：2011年4月から2029年3月まで18年間

②容器包装プラスチック処理施設

- 設計・建設期間：2008年4月から2010年3月まで2年間
- 維持管理・運営期間：2010年4月から2029年3月まで19年間

③最終処分場

- 設計・建設期間：2011年4月から2014年3月まで3年間
- 維持管理・運営期間：（既設）2011年4月から2014年3月まで3年間
- 維持管理・運営期間：（新設）2014年4月から2029年3月まで15年間
- 埋立終了後管理期間：（既設）2014年4月から2031年3月まで17年間
- 埋立終了後管理期間：（新設）2029年4月から2031年3月まで2年間